熊本県公報

号外　第５号
令和元年(2019年)
6月27日(木)
(毎週 火･金発行)

目　次

規　　則
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（健康福祉政策課）　1
○熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（障がい者支援課）　2

規　　則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年６月２７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県規則第２号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成７年熊本県規則第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表２の項中「車いす」を「車椅子」に改め、同表３の項中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表４の項中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表５の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第２第１の表２の項から４の項までの規定中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表６の項中「車いす使用者用客席」を「車椅子使用者用客席」に、「車いす使用者用で」を「車椅子使用者用で」に改め、同表７の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「のいす」を「の椅子」に改め、同表８の項中「のいす」を「の椅子」に、「幼児用いす」を「幼児用椅子」に改め、同表９の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第２第２その１の表中「車いす」を「車椅子」に改める。

別表第２第２その２の表１の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表２の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同表４の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用で」を「車椅子使用者用で」に改める。

別表第２第２その３の表中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用で」を「車椅子使用者用で」に改める。

別記第２号様式その２中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別記第３号様式その１中「すべて」を「全て」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室の１以上」を「客室の総数に１００分の１を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室」に、「車いす使用者用客室の便所」を「車椅子使用者用客室の便所」に、「車いす使用者用客室の浴室」を「車椅子使用者用客室の浴室」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用客室に」を「車椅子使用者用客室に」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「かご」を「籠」に、「乗降ロビーの車いす使用者」を「乗降ロビーの車椅子使用者」に、「確保（車いす使用者」を「確保（車椅子使用者」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「車い

すで」を「車椅子で」に改める。
別記第３号様式その２中「すべて」を「全て」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「かご」を「籠」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に、「車いす使用者用客席」を「車椅子使用者用客席」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「のいす」を「の椅子」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「、車いす使用者」を「、車椅子使用者」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　次号及び第３号に掲げる規定以外の規定　公布の日

(2)　別記第３号様式その１の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）及び附則第３項の規定　令和元年７月１日

(3)　別記第３号様式その１の改正規定（「車いす使用者用客室の１以上」を「客室の総数に１００分の１を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室」に改める部分に限る。）及び附則第４項の規定　令和元年９月１日

（経過措置）

２　前項第１号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている協議書その他の書類は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された協議書その他の書類とみなす。

３　附則第１項第２号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

４　附則第１項第３号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年６月２７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県規則第３号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和４５年熊本県規則第４２号）の一部を次のように改正する。

第９条中「措置入院者の」を「法第３１条第１項の規定により、措置入院者又は法第２９条の２第１項の規定により入院した者（以下「措置入院者等」という。）の」に、「措置入院者又は」を「措置入院者等又は」に、「若しくは当該措置入院者」を「又は当該措置入院者等」に、「明治３１年法律第９号」を「明治２９年法律第８９号」に、「第８７７条第１項の」を「第８７７条第１項に規定する」に改める。

第１０条中「措置入院者」を「、措置入院者等」に、「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定しない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）」を「についての法第２９条第１項又は第２９条の２第１項の規定により入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この条において同じ。）の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。以下この条及び別表において「所得割」という。）の額」に、「いう。以下同じ。」を「いう。」に改め、同条に次の１項を加える。

２　所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1)　地方税法等の一部を改正する法律（平成２２年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第２９２条第１項第８号に規定する扶養親族（１６歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第３１４条の２第１項第１１号に規定する特定扶養親族（１９歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）がある場合は、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第３１４条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2)　措置入院者等又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者である場合は、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3)　措置入院者等又はその扶養義務者が地方税法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子

であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

ア　地方税法第２９５条第１項（第２号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は０とする。

イ　アに該当しない者である場合は、地方税法第３１４条の２第１項第８号に規定する額（当該者が同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第３１４条の２第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第３１４条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第１１条第１号、第１２条及び第１６条（見出しを含む。）中「措置入院者」を「措置入院者等」に改める。

別表中「患者等の所得税額の合算額」を「所得割の額の合算額（年額）」に改め、「費用徴収額」の次に「（月額）」を加え、同表１，４７０，０００円以下の項中「１，４７０，０００円」を「５６４，０００円」に改め、同表１，４７０，０００円超の項中「１，４７０，０００円」を「５６４，０００円」に、「措置入院者」を「措置入院者等」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年７月１日から施行する。ただし、第９条の改正規定、第１０条の改正規定（「措置入院者」を「、措置入院者等」に、「いう。以下同じ。」を「いう。」に改める部分に限る。）、第１１条第１号、第１２条及び第１６条（見出しを含む。）の改正規定並びに別表の改正規定（同表１，４７０，０００円超の項中「措置入院者」を「措置入院者等」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）第１０条及び別表の規定は、令和元年７月以降の月分の徴収額について適用し、同年６月以前の月分の徴収額については、従前の例による額とする。

３　この規則の施行の際現に入院中の者で令和元年６月分の徴収額がないもの（新規則の規定により同年７月以降の月分の徴収額が生ずる者に限る。）から徴収する額は、この規則の施行の日から、この規則による改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定を適用するとした場合に１月分の徴収額が生ずることとなる月の属する年の翌年の６月３０日まで（同日までに退院した場合は、当該退院した日まで）の間、新規則及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額とする。